

## 転入学・転学事務

### (転入学の手続き)

- ① 保護者が市役所・市民課又は各出張所で転入届をすると「転入学通知書」が交付される。
- ② 転入前の学校が発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」、「転入学通知書」を学校へ提出する。

### (転出学の手続き)

- ① 保護者が市役所・市民課又は各出張所で転出届をすると「転学（出）通知書」が交付される。
- ② 保護者は在学学校に「転学（出）通知書」を提出し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受ける。

### 留意事項

#### 1. 「転入学通知書」「転学（出）通知書」

→市役所・市民課、各出張所で異動手続きをすると交付される

学務課では発行していない

#### 2. 市内へ転入する場合

転入者が市民課、各出張所で転入届をする→「転入学通知書」が交付

転入届は実際に転入した日からでないとう付られない

#### 3. 市外に転出する場合

転出予定者が市民課、各出張所で転出届をする→「転学（出）通知書」が交付

転出届は転出予定日の2週間前から交付される

#### 4. 市内間転居をする場合

転居予定者が市民課、各出張所で転出届をする→「転学（出）通知書」と「転入学通知書」が交付

実際に転居した日からでないとう付されない